



募集

パブリックコメント

～指定管理者導入について～

■ 問合せ
総務課 ☎ 74-3000

町では平成21年4月から、指定管理者制度を導入することと検討しています。

制度導入に当たって次のとおり条例案の概要などをお知らせしますので、ご意見をお寄せください。

お寄せ頂いたご意見の反映については、庁内において検討させていただきます。

なお、町ホームページでも閲覧できます。

■ ご意見をお受けする期間
平成20年8月31日（日）まで
（必着・消印有効）

■ ご意見などの提起方法
次の事項を記載した用紙により、次に掲げるいずれかの方法

で総務課宛にお届けください。

また、お寄せいただいたご意見などは原則公開いたしますので、電話によるご意見などは受け付けておりませんので、ご了承ください。

■ 意見等提出様式

・ 件名：指定管理者導入に対する意見（施設名称）

・ 氏名（法人の場合は法人名）

・ 住所（法人の場合は所在地）

・ 電話番号

・ ご意見等：（提起の趣旨、内容等）

【提出先】

・ 電子メールの場合：syomu@town.toyako.hokkaido.jp

・ 郵送の場合

■ 意見等を求める施設と条例改正内容の概要

次に記載している施設について、条例を改正し、指定管理者による管理を行う予定です。

施設名	管理の範囲	管理の基準	利用料金	その他
洞爺湖森林博物館	(1) 施設の管理 指定管理者に行わせることができます。	(1) 利用の許可及び基準 ア 施設を利用する方は、指定管理者の許可を受けなければなりません。その際、必要と認めるときは、許可に条件を付けることができます。 イ 指定管理者は次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を行いません。 ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 ② 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 ③ 危険物の持込及び他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う組織と認められるとき。 ⑤ その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。	ア 施設を利用する方は、指定管理者に利用料金を支払わなければなりません。 イ 利用料金は、指定管理者の収入となります。 ウ 利用料金の額は、条例に定める額を上限として、指定管理者が町長等の許可を受けて定めます。 エ 指定管理者は、すでに収受した利用料金は還付しません。ただし、利用者に責任のない理由により利用できないときは、還付することができます。	ア 指定管理者（業務に従事している従業員を含みます。）には、業務上知りえた秘密を第三者に漏らすことを禁止しています。 イ 指定管理者になる方がいない場合などは、町が管理を行うこともできます。
歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場	(2) 指定管理者が行う業務 ア 施設の利用の許可、不許可及び利用の取消し、制限、停止に関すること。 イ 施設の維持管理に関すること。 ウ 施設の運営に関すること。 エ その他町長等が定める業務	(2) 許可の取消し等 指定管理者は、次のいずれかに該当した場合は、利用の許可を取り消し、又は変更し、若しくは中止することができます。 ① 条例や規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。 ② 許可の際に付した条件に違反したとき。 ③ 上記の(1)のイの①～⑤のいずれかに該当したとき。 ④ 偽りその他不正の行為により利用の許可を得たとき。 ⑤ 天災その他やむを得ない理由により、特に必要と認めたとき。	オ 指定管理者は、町長等が別に定める基準によって、利用料金を減免することができます。	
地場産品直売センター「あぶた」				
地場産品直売センター「とれた」				
洞爺水辺の里財田キャンプ場				
洞爺いこいの家		(3) 開館時間及び休館日 従来どおりと変更ありません。		